

令和6年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年 3月31日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和6年度 定期監査（第2期）

期日 令和6年9月3日（火）～令和7年1月27日（月）

令和5年度（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）、令和6年度（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

生涯学習課、スポーツ振興課、増田小学校、浅舞小学校、吉田小学校、醍醐小学校、十文字小学校、増田中学校、平鹿中学校、十文字中学校

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育委員会事務局	生涯学習課	1 補助金事務 交付決定において、財政課及び経営企画課への合議を行っていない。 2 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。	1 補助金事務 交付決定事務文書を点検のうえ、財政課及び経営企画課へ合議し直した。 2 契約事務 指摘後、直ちに訂正した。今後は適正な事務処理を行うため、チェック体制を強化した。
	スポーツ振興課	1 契約事務 経常的年間契約の予定価格調書を年度開始前に作成している。	1 契約事務 指摘事項について、「契約の流れと横手市契約規則」を課内で再確認した。今後は適正な事務処理を徹底する。
	増田小学校	1 施設管理 消防設備等点検時の不良箇所を改善していない。	1 施設管理 高額な修繕費を要するため、予算措置され次第、速やかに改善する。